

(メルマガ等周知案文)

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策のパンフレットを公開しております■

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめ、HPにて公開しております。

<新型コロナウイルス感染症で影響を受ける皆様へ>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

パンフレットでは、信用保証制度や無利子・無担保融資などの融資制度による資金繰り支援や、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資・販路開拓支援、全国1,050カ所に設置した経営相談窓口・海外進出企業向け相談窓口などの経済産業省の支援策に加え、雇用調整助成金や保護者の休暇取得支援、テレワーク導入支援、税の申告・納付など関係省庁の支援策も含め、様々な情報を掲載しております。

パンフレットの内容は、随時更新を行っております。上記URLの内容をご確認いただき、担当窓口にお問い合わせください。

また、3月20日(金)の新型コロナウイルス対策本部(第21回)において、総理大臣から以下の発言を行っております。「全国規模の大規模イベント等の開催については、中止、延期、規模縮小等の検討をお願いしてきたところですが、今回、専門家会議から大規模イベント等について、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められるとの見解が示されたことから、今後は、主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例も参考にしてください。引き続き、感染拡大の防止に十分留意してください。」引き続き、以上を踏まえたご対応の程、よろしくお願いいたします。

<新型コロナウイルス感染症対策本部(第21回) : 首相官邸ホームページ>

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/20corona.html

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(3月19日)> 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例(p. 19)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

(新型コロナウイルスについての相談・受診の目安)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

(新型コロナウイルスに関するQ & A (企業の方向け))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html

(新型コロナウイルス感染症について(厚労省HP))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(感染症対策へのご協力をお願いします(チラシ))

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

- ・厚生労働省の電話相談窓口 電話番号：0120-565653 (フリーダイヤル)
- ・受付時間：9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)
- ・聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX(03-3595-2756)でも受付を開始しましたのでお知らせ致します。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している、新型コロナウイルスに関するお知らせや保健所等による電話相談窓口のページをまとめました。リンク先にて、随時情報が更新されています。ぜひご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html (首相官邸HP)

○帰国者・接触者相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudcovid19-kikokusyasessyokusya.html